

## 第 44 回高知県消費生活審議会 議事要旨

日時：平成 23 年 2 月 17 日（木） 13:30～15:30

場所：高知共済会館 3 階 桜

出席者：（委員）

林委員、溝渕委員、西川委員、古谷委員、町田委員、下元委員、市川委員、恒石委員、片岡委員

（事務局）

大崎文化生活部長、武政県民生活・男女共同参画課長、田島同課課長補佐、竹村同課チーフ（消費生活担当） 他

概要：

- 1 開会
- 2 大崎文化生活部長から挨拶
- 3 配付資料 2 及び 3 に基づき審議会の公開等について事務局から説明を行い、了承された。
- 4 配布資料 4～12 に基づき、国、県及び市町村の消費者行政の取組について事務局から報告を行った。
- 5 市町村の活動事例として、土佐清水市担当者が消費者啓発の事例発表を行った。
- 6 意見交換

主な意見等：

○消費者庁が発足したことによる、高知県に対するメリットは。

- ・国からの交付金による基金の設立等の財政的支援や県の職員を対象とする消費者庁での長期研修等の人的支援などがある。
- ・消費者事故情報では、以前はすき間事案として対応が後手に回っていたものが、事故の情報を直ちに消費者庁に通報集約し、地方にフィードバックされることで、消費者に対して注意喚起するシステムが構築され、事故の拡大防止、再発防止につながっている。

○消費者啓発は消費者の興味を引くよう、面白みを持たせることが大事である。

○県立消費生活センターの相談受付について、日曜から金曜の 9 時～16 時 45 分で、土曜日・祝祭日が休みとのことだが、消費者が相談したい時に対応できるような体制をとれないか。

- ・県立消費生活センターが日曜日に開所、高知市消費生活センターが土曜日に開所しており、高知市の方については土日は県か市どちらかが対応できるようにしている。
- ・消費者ホットラインにより、市町村窓口への案内や、土日祝日で消費生活センターや市町村窓口が開いていない場合の対応を、国民生活センターが行っている。

○消費者団体の活動に対する行政の助成などはないか。

- ・消費者に対する普及啓発では、行政と消費者団体との連携を望んでいる。
- ・現在の行政の財政システムでは、消費者団体個々人に対する財政支出は困難。NPO 法人

等組織化した時点で初めて助成の検討ができるのではないか。

○焼肉店におけるコース表示など、いままで事業者が当たり前として行っていたものに対して、消費者庁が行政指導などを行っているが、これに対する事業者側の反発はあるか。

→・県内においては事業者からの反発などの声は聞かれない。

○土佐清水市の取組は広く消費者に問題意識を持ってもらうのに効果があると思う。

→・各市町村知恵を絞って、いろいろな取組をされている。地域での見守りが課題。